第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十一　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで若しくは第17項、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の21第１項第１号から第３号まで、令和２年旧法附則第９条第１項若しくは第７項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の２第１項第１号、第３号及び第４号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第２号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　略］

４　「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表５の２の２⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表５の２の２⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑪の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

５　「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表５の２の２⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項若しくは第４項から第７項まで、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の21第１項第１号から第３号まで、令和２年旧法附則第９条第１項若しくは第７項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の２第１項第１号及び第３号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第２号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　同左］

４　「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、同欄中「別表５の２の２⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表５の２の２⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑪の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

５　「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、同欄中「別表５の２の２⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表５の２の２⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。